

## 「議員定数と報酬のあり方」検討のまとめ (第 33 回議会運営委員会協議結果－朱書箇所意見反映)

### 1 常任委員数（委員会構成人数）

常任委員数は 1 委員会 8 人とし、重複所属しない。

前回の「議長諮問事項に対する答申書」（平成 26 年 11 月 21 日付芽室町議会運営委員会委員長発芽室町議会議長宛）には、「現在の常任委員会委員数の 5 人体制の下では、委員長が進行・調整に徹することから、実質 4 人の委員による協議となっている。議員の自己評価では少人数だけを根拠とするものではないが、『活発な議論間討議がなされていない』という結果となり、委員が 1 名欠席した場合には採決を延期するなど支障を来した実例はあった。」とされている。

そのため、この時の答申では、委員会活動の活性化に力点を置くことを目指し、多様な意見を十分に討議できる人数を「8 人が妥当」と結論付け、併せて、重複所属の導入にあっては、全国の先進事例における重複所属の撤回及び議員活動のバランスの欠如や多忙感の増長による辞職等の実例などから、議会運営や活動への支障を来すことを懸念するとしている。

また、「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」（同あり方検討委員会：平成 31 年 3 月発行）では、町村議会の委員会人数について「人口比」から「討議できる人数」へのシフトを唱え、科学的な根拠は希薄であるものの、その人数を「7～8 人」を基準と示している。

本町議会においては、平成 27 年度から 1 委員会 8 人体制として今日に至り、前述した課題に対応した機能となっていることから、現状どおりの体制を継続すべきとするものである。

~~なお、本町議会においては、委員外議員の発言を規定（芽室町議会会議条例第 70 条）しており、質疑はできないものの、重複所属をしなくても議員の発言を認めることが可能となることも、前述した根拠の一要素とするものである。~~

## 2 委員会数（常任委員会数）

常任委員会数は2委員会とし「総務経済常任委員会」及び「厚生文教常任委員会」とする。

平成27年度の見直しにより現行の2委員会となり、令和3年度には町の機構改革に併せて、改めて事業の関連性を重視し各所管委員会に担当部門を割り振ったところである。一定期間（概ね3～4年）、2委員会の活動量の分析を経てから見直しを検討すべき事項として、現状通りの体制を継続すべきとするものである。

なお、新たな常任委員会の設置として、「広報広聴」に関する機能の設置を議論した結果、「1. 常任委員数」でのまとめのとおり、重複所属はしないことと、令和3年度から議会だよりの編集機能として「編集企画会議」を新設したことから、現状通りの体制を継続すべきとするものである。

## 3 議員定数

常任委員会の委員数は1委員会8人、常任委員会数は2とし、重複所属しないことから16人とする。

また、本町の規模や行政区の数・配置を鑑みた上で、多様な住民の声を反映させるための適正な数及び議会の機能を安定的に維持する必要最小数としての根拠としても16人とするものである。

前述の「1. 常任委員数」及び「2. 委員会数」の結論に基づき、議員定数を導いた結果、現状通りの定数を継続すべきとするものである。

なお、一方で、定数減の議論として、議会改革の成熟度に伴う定数の精査や、住民参加による補完機能（研究会・委員会等）で議会力を充実させる提案もあったことを今後の検討課題として付け加えることとする。

## 4 政務活動費

現時点で、緊急的な課題はなく現状通りとする。

平成 26 年度の答申を踏まえて改めて検討するものの、政務活動費の主たる用途となる研修経費は、本町議会においては公費で安定的に措置されており、さらに、研修内容も議員の意見・要望が反映されていることから、当時（平成 26 年）と比べて大きな課題はなく、政務活動費の導入はせずに現状どおりで適正と考える。

ただし、議員個々が多様化する社会情勢を的確に捉え、議会力の向上、議会活動の広報推進に寄与するためには、用途の透明性の確保（情報公開の充実、報告会・報告書の作成）を前提とし、導入実績のある道内他の自治体議会の実例等も研究し、今後のあり方を模索する必要がある。

**またなお、**現時点で想定する交付手法の一例としては、一律概算支給ではなく精算方式等であり、必要な議員が必要な用途に基づいて執行した経費を交付できる仕組みとし、並行して、増加する事務量を視野に入れた事務局体制のあり方も含めて検討すべきとする。

**なお、具体的には、下記「検討の視点」に基づき、令和 6 年度末をめぐりに結論を出すことを目標として取り組むこととする。**

### 政務活動費～検討の視点

#### 1 根 拠

地方自治法第 100 条第 15・16 項に基づき、交付対象、額、方法を条例で規定。

#### 2 前回検討時の課題（H26 議会運営委員会答申）

- (1) 視察調査費および広報公聴費など議員活動への支弁
- (2) 公私の判断を明確に区分できない
- (3) 会派ではなく議員個人への支給
- (4) チェック機能の制度設計

#### 3 今回の議論経過①（共通認識事項）

- (1) 政務活動費は、監視・政策立案機能を強化する手段である。
- (2) 政務活動費の「成果」は、住民の福祉向上である。
- (3) 用途の明確化と透明性を確保した制度設計が必要である。

#### 4 今回の議論経過②（議会内要整理事項）

- (1) 対象とする経費の種類
- (2) 使途基準（ガイドライン及び指針策定）
- (3) 支給方法（概算及び精算の選択）
- (4) 外部評価（第三者機関及び町民によるチェック機関の設置）の可否
- (5) 事務局体制のあり方（人員増の可否・可否）

#### 5 今回の議論経過③（住民説明事項）

- (1) 政策形成サイクルの定着
- (2) 外部評価手法による町民満足度、信頼度の向上
- (3) 導入に向けた説明責任の明確化（広報、説明会、パブコメ等）

#### 6 結論

- (1) 現時点では緊急的な課題はなく、導入は見送る。
- (2) 各検討項目に係る制度設計及び執行機関（事務局人員増）との調整を要する。
- (3) 町民理解を得るためには、情報提供と意見聴取が不可欠である。
- (4) 検討項目のほか議会活動との連動も考慮し、拙速に結論を出すべきではない。
- (5) 改選後から検討を始める。**（ただし、令和4年度から検討の下準備は開始する。）**
- (6) 導入にあたっては、「①チェック体制」「②事務量」「③外部評価」「④町民との合意形成」のポイントを総合的に判断し決定する。

## 5 費用弁償

現時点で、緊急的な課題はなく現状通りとする。

制度の根拠及び町内の他の公職者との整合性からも、議会単独での制度改正は慎重にすべきであり、改正の際は、他の公職委員と歩調を合わせて議論すべき事項である。

**ただし、費用弁償の内訳である宿泊費について、実態との整合性が図られていない設定もあることから、個別に改善を要する事項もある。**

**~~ただし、議員のなり手不足解消、多様な人材の確保という視点で分析すると、他の公職者との整合性のみを根拠とすることなく、議会（議員）としての適正な支弁になっているかどうかを検証する課題はある。~~**